

藤沢市森林環境譲与税基金条例の制定について
藤沢市森林環境譲与税基金条例を次のように定める。

2019年（令和元年）9月2日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市森林環境譲与税基金条例

（目的及び設置）

第1条 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号。以下「法」という。）第27条の規定により譲与を受ける森林環境譲与税を積み立てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、藤沢市森林環境譲与税基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立額）

第2条 基金に積み立てる額は、譲与を受ける森林環境譲与税の額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

（処分）

第5条 基金は、法第34条第1項に規定する費用に充てる場合に限り、これを処分することができる。

（委任）

第6条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が制定されたことに伴い、同法の規定による森林環境譲与税の譲与を受けるため、基金を設置する必要がある。